新潟県条例第41号

新潟県暴力団排除条例の一部を改正する条例

新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改　　正　　後	改　　正　　前
（暴力団事務所の開設及び運営の禁止） **第16条**　暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。 (1)～(6)　（略） (7)　少年院法（平成26年法律第58号）第３条に規定する少年院 (8)　少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第３条に規定する少年鑑別所 (9)　（略） (10)　（略） ２　（略）	（暴力団事務所の開設及び運営の禁止） **第16条**　暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。 (1)～(6)　（略） (7)　少年院法（昭和23年法律第169号）第１条に規定する少年院又は同法第16条に規定する少年鑑別所 (8)　（略） (9)　（略） ２　（略）

附　則

この条例は、少年院法（平成26年法律第58号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。